

令和6年鉾田市農業委員会8月定例総会議事録

日 時	令和6年8月26日（月）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>欠</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>欠</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠																																																																														
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠																																																																														
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	16番 山口 正重 17番 関根 薫																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について 議案第 3 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 5 号 現況証明書の交付について 議案第 6 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 7 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について																																																																																		

	議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法制限除外の届出について そ の 他
	（開 会）
事 務 局	それでは、定刻となりましたので、令和 6 年銚田市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。暑い中、ご苦労さまでございます。本当にこれ台風がまた発生して、だんだんこの関東地方はそれて、九州のほう回ってきて日本海のほうに抜けるようなコースになってきていますけれども、九州のほうだけ、関連する地域は非常に米の刈り入れ時で、非常に大変なときに台風が来るということで、厄介で困っているようなことをニュースでいろいろ報道されています。 また、米のほうもやはりスーパーに、2 キロだっけかな、前 5 キロのものが売っていたのだけれども、今 5 キロのものがなくて 2 キロのものがあって、それで幾らも積み重ねていないらしくて、それで私近くに東京から来て永住している方がいらっしゃったので、「米を譲ってください」と言われたので、「俺の家でも 2 袋取りあえす余っているところがあるから、じゃ 1 袋譲るわ」ということで、「値段は俺も分かんねえから、ネットか何かで調べてみてください」と俺言ったらば、一応 1 万円よこしたのです。「いや、俺 1 万円じゃちょっと高いから」と言って「1, 000 円釣りやるわ。中取って」と言ったらば、その方も「あの残りの 1, 000 円で、じゃビールでも飲んでください」と言われて、結局最終的に 1 万円もらったけれども、30 キロで 1 万円だから相場はいいなと思って、これ来年ももしそういうことがあればもう少し確保しておいたほうがいいかな、個人的にそういうふうに考えておりますけれども、でも我々生産者からすれば 1 袋、やはり最低でも 30 キロで 1 万円は本当は欲しい値段ですよ。やはり農家の、いろいろ米の値段がさ

ほど上がらないのに農機具だけ、肥料も上がっているのにもかかわらず米価がそれほど上がらないということで、やはりそれに関連しているのだから天気でそういうふうになっているのだから、倉庫にはかなり眠っている米もあるそうでございますので、そういうことで米が本当に上がれば農家などにとって非常にありがたいことだなと思っております。

それと、先週この場所で銚田市のまち・ひと・しごとというものでいろいろ集まりがあったのですけれども、その中で職員の方が30人ぐらいいましたか、いろいろ皆さん質問されていたけれども、私はあまり内容がどういうことかということが、理解できるところだけを質問しようと思って、一番最後になってから、私の今年やった銚田市のメロンのPRを兼ねてやったのです。それはどういうことかということは、もともと私は関鉄にいたもので、それで1年に1回、関鉄の社員会という集まりがあるもので、そういう席に毎年出席されている中で、副社長に、「私は銚田市のこういうことをやって、農業委員という仕事をしておりますので、ぜひもし何かあれば銚田産の干し芋なりメロンなりPRしてくれ」と言ったら、6月頃かな、電話があって、「うちのほうでもメロンを販売したいから紹介してくれ」ということで、■■■■さんのほうへ電話かけて、一応会社の副社長からうちに来て、それで■■■■さんのところへ行くと、農協のほうで、あとは俺が顔を合わせるだけで内容は値段だけ、内容は俺らには分からないからよく話し合ってくれということで、一応何百か販売したら、2か月ぐらいたってからかな、副社長から電話があって、「今年はおかげさまでうちのほうの会社のほうも利益が出ましたので、また銚田のメロンがPRになりましたので、ありがとうございます」と電話いただいた。それと、関鉄は、その副社長と社長というのは京成電鉄から出向で来ている社長だから、どこで販売するのだと聞いたら、京成の東京の駅で銚田産ののぼりを立てて、日本一のメロンということで、のぼりを立てて販売するというので、かなり成功したということで連絡が来ました。

やはりそのことがいろいろ私もそういう関係で人脈を大事にしていたこと、名刺を置いてきたことによってそれが成功して、お互い利益をもたらすということは、やはりこれはいいことだなと思って最初お話をしたら、その席に茨城新聞社の部長というのがいたのです。■■■■さんという方が、茨城新聞社部長兼鹿嶋支局長という方も呼んで。会議が終わってから、出たところで私を待ち受けてまして、その新聞社の方が、「メロンの話、非常によかった話だから後で取材させてください」ということで言われましたので、どういう取材を受けるのだから何だか分からないけれども、取りあえず来年は、来月の6日に、1年に1回、今度は副社長やっていた方が社長になったもので、9月6日に集まりがあるものだから、そのときに

		また説明して、来年は3倍くらい販売していただいて、お互いに利益をもたらすような、そういう関係でこれからも目指していければいいかなと思っておりましたので、そういういろいろな銚田産の、市長が押しているように、この間も集まりに行ったらば、 が、日本一のメロンの産地だという話が始まったから、「ちょっと待って」と市長が言って、「 、日本一じゃない、世界一と言ってくれ」、おかげでそういうような市長がトップセールスをやはりやったことが非常に功をなして、これからますます世界一のメロンを目指して、やはり銚田産ということでやっていければいいかなと思っております。 いろいろいいこともそういうありますので、皆さんも何か人脈があればそういう形でいろいろな銚田産をひとつPRしていただければいいかなと思っております。まとまらない私ごとの話ではございますけれども、こういう話を一つさせていただきました。 これにて挨拶のほうを終わりたいと思います。ありがとうございます。
事	務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっておりますので、飯岡会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いします。
議	長	それでは、ただいまの出席委員は21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、16番 山口正重 委員、

議 長	17番 関根薫 委員の両名をご指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐をご指名いたします。
議 長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 2番 坪沼美知子委員，15番 窪伸衛委員，20番 小沼藤雄委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議 長	これより議事に入ります。 （議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について）
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号15番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号15番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては15件、地目、田6筆、畑14筆、計20筆。面積は3万8,705平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買9件、普通贈与6件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 宇佐見達夫委員	番号1番について地元委員の説明を求めます。 3番，宇佐見です。1番について説明いたします。 譲受人，■■■■さんと譲渡人，■■■■さんは親子関係となります。今回，■■■■さん名義で所有の土地を息子である■■■■さんへの贈与

議 長	をしたいとのことでした。■さんは現在建築業を主に営んでおりますが、■さんが畑のほうを管理しており、その土地は引き続き知人に貸してコマツナを栽培してもらうとのことでした。問題ない案件かと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
海東一委員	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。 6番、海東です。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親戚の関係でございます。このたび、■さんが新規就農ということで、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■さんは年齢のため農作業ができなくなり、後見人もいないので、貸していた■さんに贈与し、■さんは自宅の前の畑のハウスの中にヒョウタン、ピーマン、スイカ、キュウリ、露地にはニラ、ショウガ、イチゴ、芋、落花生などが作付されていました。農機具については耕運機があり、忙しいときには近くにいる親戚の■さんに手伝いを受け、新規就農をしたいとのことでした。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしく審議のほどお願いします。
議 長 平沼要司委員	続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。 8番、平沼です。3番について報告をいたします。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんは作物、サツマイモ、稲作などを中心とした農家であり、経営面積も8.5ヘクタールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、米を増産するため申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続いて、番号4番についてご報告をします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは作物、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も1.1ヘクタールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため申請地を

議長 長峰克巳委員	取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。 9番、長峰です。5番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまりました。■■■■さんはサツマイモとかホウレンソウなどを中心とした農家であり、経営面積も1.5ヘクタールあります。さらに、サツマイモを増産するため申請地を取得したということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 山口正重委員	続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。 16番、山口です。申請番号6番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。■■■■さんは日本人男性と結婚しており、以前にも旦那さんが■■■■さんから土地を購入しており、このたび妻の名義で申請したいということでございます。イチゴとメロンを中心とした農家であり、熱心に取り組んでおり、実習生も使っており、申請地にイチゴ、メロンを作りたいということでございます。 以上の理由から、譲受人は農作業に常時200日以上従事しており、地域との調和性においても支障はないと考えられます。別に問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願いします。 続いて、7番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さん、■■■■さんとの間でこのたび売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは作物、メロンなどを中心とした農家であり、経営面積も3ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。作物、メロンを増産

	議のほどお願いします。 引き続き、12番、渡人は■■■■■になります。ちょっとこの後省略させていただきます。受人、■■■■■，■■■■■，農業、主にメロン、ミニトマト、サツマイモなどを作っています。今回新たな事業に■■■■■さんの紹介で■■■■■さんの隣接している畑1筆343平米の売買が円満にまとまったようです。農業経営規模拡大のためということです。問題ないと思われますが、ご審議のほどお願いします。 続いて、13番、渡人、■■■■■，ちょっと省略させていただきます。受人、■■■■■さん，農業、主にメロン、ミニトマト、サツマイモなどを作っています。今回、■■■■■さんからの紹介で、■■■■■さんの畑に隣接している畑1筆833平米の売買が円満にまとまったようです。農業経営規模拡大のためということです。問題ないと思われますが、ご審議のほどお願いいたします。
議 長 小沼正委員	続きまして、番号14番について地元委員の説明を求めます。 小沼藤雄委員欠席でございましたので、隣接地の11番、小沼が代わりにご説明いたします。 譲受人、■■■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは親子の関係でございます。このたび、経営安定化ということで贈与することになったということです。■■■■■さんはメロン、トマト等を中心とした農家であり、経営面積も263アールあります。経営安定化するため申請地を■■■■■さんに名義を変えたいということでございます。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 梶間幸一委員	続きまして、番号15番について地元委員の説明を求めます。 24番、梶間です。15番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび、■■■■■さんが体調を崩し農業ができないということで、■■■■■さんの経営するアパート隣の農地を譲りたいということで贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■■■さんは行政書士をしながら従業員を雇い農業を営んでいます。私の近所からも働きに行っている人がいます。問題ない案件と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番から番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号15番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番から番号15番を申請どおり許可と決定いたします。
(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)	
議 長	続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	令和6年8月9日付鉾農振第257号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書4ページ、5ページのとおりでございます。申請件数33件、筆数47筆、面積2万7,831.69平方メートル、申請目的につきましては、一般住宅、駐車場・物置、賃貸住宅ほか記載のとおりでございます。意見書(案)につきましても記載のとおりでございます。令和6年8月26日。鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 (議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	関連がありますので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、番号2番を続けて読み上げます。 番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、田、面積495平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用物置・車両転回場12.57平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、自宅への進入路が狭く大型機械、大型トラック等の車両転回に苦慮しているため、申請地に農業用物置を整備し、車両転回場として利用したい。また、10年前から農地法の許可を得ずに碎石を敷設して利用しておりましたので是正したい。 続きまして、番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、田、面積1,079平方メートル。申請人につきましては番号1番と同一でございます。転用施設、トラック操作場(農産物集出荷)・廃ビニール置場、1,079平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、自宅への進入路が狭く大型機械、大型トラックの出入りが不便であるため申請地を作物の集出荷作業時の荷捌きスペースとして利用したい。また、農地法の許可を得ず10年前から碎石を敷設して利用しておりましたので是正したい。なお、番号1番、番号2番とも、碎石が敷設されているため、始末書が添付されていま

議 長	す。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
大貫修一委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 19番、大貫です。1番、2番についてご報告いたします。 台風のため8月19日に変更いたしまして、18番、海老原委員、私と20番、小沼藤雄委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。1番、2番について説明いたします。 現況調査の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は1ページの左側です。申請地の真ん中に県道16号線がありまして、その赤い申請地の下側に新しい新道ができています。ちょうど新道と旧道が、水鳥公園へ行くところなのですけれども、その三角地点の地点がこの申請地に当たります。私と■■■さんは同じ■■■ですけれども、別に関係ありません。申請地は、さっき事務局が説明したとおり、以前から碎石が敷かれていまして、駐車場、資材置場などに利用していました。このたび農業用の車両転回場として利用したいということで、農地の転用が申請されました。■■■さんは実習生と■■■さん夫婦、それとお嫁さんに出たのですけれども、娘さんが手伝って経営を行っています。サツマイモとハウスに野菜を作っている専業農家でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	23番、箕輪美代子です。確認なのですけれども、碎石を10年前から敷いてあって、始末書添付とありますけれども、仮にハウスとか畑に行くのに道に碎石を敷く分に関しては、始末書は要らないというようなことを前に聞いたのですけれども、今回の場合は広い面積で転回場とか資材置場ということで、通路、行く道に碎石を敷くことに関しては始末書というのは別に必要ないですね。

議 長 事 務 局	では、事務局。 農地係の鬼澤です。今、箕輪委員がおっしゃったとおり、農地を維持管理する上で必要な農業用通路等に関しては、転用等が必要ないというふうになっておりますので、違反とはならないので、始末書等は不要です。
議 長	どうでしょうか、そのほか質疑のほうは。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番、番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議 ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番、番号2番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長 事 務 局	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号1番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積724平方メートル。使用借人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX，XXXXXX。使用貸人，XXXXXXXXXX，XXXXXX。転用施設，駐車場724平方メートル。事由，認定こども園を運営しておりますが，農地法の許可

議 長 海老原康廣委員	を得ず申請地を駐車場として整備し利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 海老原康廣委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 18番、海老原です。番号1番についてご報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんよろしく願いいたします。申請地は、住宅と団地に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長 平沼要司委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 8番、平沼です。申請番号1番についてご報告をいたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの右側になります。県道大竹鉾田線沿い青山地区中央にあります場所です。譲渡人、■■■■さんと譲受人の■■■■さんはおいっ子関係でございます。このたび、譲受人、■■■■さんが申請地を駐車場にするということで、使用貸借権契約が円満にまとまっております。今回農地法の許可を得ず申請地を駐車場として使っているので是正したいということで、始末書添付をしたいということです。■■■■さんは、■■■■を運営しております。駐車する自動車が多いということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積888平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積40平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積71平方メートル。計3筆、999平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、共同住宅248.43平方メートル。事由、申請地は幅員の広い舗装道路に面しており環境がよいので、共同住宅及び駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。番号2番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細については、地元委員さんよろしくお願いします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にある集落に接続して設置される共同住宅として例外的に許可できる第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。2番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページの左側になります。旧徳宿小学校、現在の銚田市生涯学習館とくしゅくの杜のすぐ南側です。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親子の関係となります。この土地は[REDACTED]さんの実家の土地で、2年ほど前に[REDACTED]さんは同じ申請共同住宅を建設した案件のすぐ隣の土地になり、今回も同じように共同住宅を建築したいとのことでした。[REDACTED]さんは安房で[REDACTED]を営んでおります。問題ない案件かと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。

		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号3番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積499平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅109.24平方メートル。事由、現在、実家で両親と弟と同居しておりますが。手狭なため実家の近くにある申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員		19番、大貫です。3番について説明をいたします。 場所については、地図2ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということでもあります。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告します。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員		4番、菅谷です。3番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、大変ご苦労さまでした。場所は地図2ページ右側になります。大洋支所から大洋駅に向かい、1つ目の信号を右

大貫修一委員	19番, 大貫です。4番, 5番について報告いたします。 場所については3ページの左です。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。申請地は, 鹿島臨海鉄道涸沼駅から300メートル以内にあるということで, 第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番, 井川です。4番, 5番について説明いたします。 [redacted]さんが太陽光発電の設置場所を探しているところ, [redacted]の[redacted]さんとの間で売買が成立して, その地点に[redacted]さんが太陽光発電を設置したいという案件でございます。問題ない案件と思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。申し遅れました。場所は, 涸沼駅がありまして, その涸沼駅の線路の南側が1番, 東側が2番の地域になります。よろしくお願いします。
議 長	それでは, 番号4番, 番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番, 番号5番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番, 番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番, 権利, 売買。申請地, [redacted], 地目, 畑, 面積3, 841平方メートル。譲受人, [redacted], [redacted], [redacted], [redacted]。譲渡人, [redacted], [redacted]。転

	用施設、太陽光発電設備 1, 653. 12 平方メートル。事由, 申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 なお, この案件につきましては, 説明のほうをしていきたいと思うのですが, 3, 000 平方メートルを超えておりまして, 今回許可相当と認めた場合は, 9 月の茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し, 許可相当の答申を得た上で許可することで決定となるため, 9 月 1 日施行となります「鉾田市の豊かな自然環境の保全と太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に適用されることとなります。そのため, 条例に基づく, 市との事前協議, 周辺住民への説明会, 市への届出・協議を行い, 協議終了の通知があった時点で許可という流れになります。総会で許可と決定しても, 他法令が通らないと許可書を発行できませんので, 9 月からの太陽光発電設備の転用については, 条例に適用されるため市からの協議終了の通知があった時点での許可となります。 以上でございます。
議長 大貫修一委員	現況調査員の調査報告を求めます。 19 番, 大貫です。6 番についてご報告いたします。 場所については, 地図 3 ページの右側と 4 ページの左側になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。申請地は, 住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い土地であるということであります。農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3 人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議長 海東一委員	地元委員の説明を求めます。 6 番, 海東です。申請番号 6 番について説明いたします。 現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。申請地は■■■■■■■■■■, 場所については, スカイツウの南側 300 メートルぐらいの場所にあります。渡人, ■■■■さんと受人, ■■■■さんは知人の間柄でございます。受人, ■■■■さんが再生可能エネルギー関連事業を行っており, 申請地に太陽光発電設備を整備したいということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。現在は休耕地になっております。問題ない案件と思われますので, よろしく審議のほどお願いします。
議長	番号 6 番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号7番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積1，302平方メートル。譲受人及び譲渡人につきましては、番号6番と同一でございます。転用施設、太陽光発電設備444.27平方メートル。事由、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 大貫修一委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 19番、大貫です。7番についてご報告いたします。 場所については、地図4ページの左側の位置になります。詳細については、地元委員さんお願いいたします。申請地の土地は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長 海東一委員	地元委員の説明を求めます。 6番の海東です。先ほど申請番号6番について説明いたしました、その土地の隣です。XXXXXXXXXXということでございます。内容については、渡人、XXXXXXさんと受人、XXXXXXさんは、先ほど言いましたように知人の関係でございます。同じく隣の土地に太陽

	光を設置したいということでございます。現在地はやっぱり休耕地になっております。問題ない案件と思われますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
宇佐見達夫委員	すみません、3番、宇佐見です。先ほど6番は3,000平米以上あって、9月から施行の条例に関するということなのですが、小さいというか、このくらいの土地だとこれは関係がないのですか。
議 長	事務局、どうぞ。
事 務 局	農地係の鬼澤です。こちらにつきましては、6番のほうが面積が3,000平米を超えているから受けるのではなくて、9月1日から条例のほうが施行というふうになりますので、今回たまたま同じ案件で太陽光なのですが、こちらの7番につきましては3,000平米を超えていないので、そもそも許可が本日付になりますので、まだ9月1日以降の条例の適用を受けないので、許可書を発行すると。この6番につきましては、来月開催される茨城県ネットワーク機構の常設審議委員会に諮問してから許可処分というふうになるので、条例の9月1日以降のほうが適用されるので、そちらの承認、協議を終えてからというふうになるので、ちょっと紛らわしいのですが、そういった違いがあるということです。 以上になります。
宇佐見達夫委員	ちなみに、あとこれ1種、2種、3種、条例は別に関係ない。1種でも2種でも3種でも太陽光の条例は一緒。
議 長	はい、どうぞ事務局。
事 務 局	全て同じように協議が必要となっていると聞いております。
議 長	1種でも関係あるの。申請が出るの。
事 務 局	1種農地はそもそも営農型太陽光しか農地法でできないので、ただし全ての太陽光発電についての審査、協議というのは生活環境課の条例のほうで必要になってくるということになります。
議 長	それでよろしいでしょうか。

宇佐見達夫委員	はい。
議 長	そのほかございませんでしょうか。質疑どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号8番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、 地目、畑、面積417平方メートル。譲受人、XXXXXXXXXXXX、 XXXX、XXXX。譲渡人、XXXXXXXXXXXX、XXXX。転用 施設、自己住宅119.24平方メートル。事由、現在、実家で親 と同居しておりますが、老朽化していて手狭です。また、ハザード マップの区域内であり建て替えができないため、申請地に自己住宅 を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただ きたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫です。8番についてご報告いたします。 場所については、地図4ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、住宅と山林に 囲まれた地域にある集団性の低い農地であるということでありま す。農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準 から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、 いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたの で、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。

森作秀裕委員	10番、森作です。現況調査員の皆様、大変ご苦労さまでございました。それでは、場所等については地図4ページの右側になります。明確に申しますと、塔ヶ崎の坂の上のセブンイレブンの丁字路があります。そこに旧おにざわそば屋さん、今はとんかつ屋さんがあります。その真後ろになります。その土地になります、申請地は。その中で、 さんが さんの農地を譲り受けて、そこに自己住宅を造るという申請でございます。塔ヶ崎も、親と同居をしているのですが、ハザードマップで先ほど事務局のほうから言われましたように、水難事故とか等に関する危険なあれになっておりますので、その上に上がって住宅を建てたいということでありまして、問題のない案件かと思えます。よろしくご審議お願いします。
議 長	それでは、番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。ちょっとここの自分の知識がないためなのかも分からないのですが、このハザードマップ地域内というのは、住宅建て替えというのは困難なのでしょうか。
議 長	事務局、お願いします。
事 務 局	農地系の鬼澤です。私も詳しくはないのですが、構造上規制があるようで、建築をする上で多分強度とかそういった部分が相応のものを求められるというふうに伺っているのですが、例えば鉄筋であったりとか土砂崩れに耐えられるようなつくりであったりとか、新しく建て替えだったりとか、そういったことをする際にはそういう縛りがあるというふうに伺っております。 以上でございます。
菅谷美尚委員	すみません、強度を担保できればその同じ土地でも建て替えは可能だということですね。それにはお金がかかり過ぎるからという意味でこれのあれですね。分かりました。すみません、ありがとうございます。
議 長	そのほか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。

議 長	これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第5号 現況証明書の交付について)
議 長	それでは、続きまして議案第5号「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積56平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。届出年月日、令和6年6月13日、確認年月日、令和6年8月19日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議 長 海老原康廣委員	現況調査員の調査報告を求めます。 18番、海老原です。1番についてご報告いたします。 場所については地図5ページの左側にあります。詳しくは地元の委員さんよろしくお願いいたします。現地確認したところ、現在農業用通路として使用している状況でございました。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 新堀隆委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 1番の新堀です。現況証明の交付について説明いたします。 地図は5ページの左側になります。所有者のXXXXXXさんはイチゴの専業農家で、研修生を含めて農業を営んでおります。農業用倉

		庫への通路を改良したいということでございます。問題のない案件と思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号2番、届出地、 XXXXXXXXXX 、台帳地目、畑、面積286平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。変更年月日、平成10年10月11日以前、確認年月日、令和6年8月19日。非農地証明となります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員		18番の海老原です。2番についてご報告をいたします。 場所については、地図5ページの右側の位置です。現地確認したところ、現在、家、倉庫への進入路という状況でありました。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
井川栄委員		22番、井川です。現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は5ページの右側になります。地図の上部に県道16号線、いこいの村の通りがございまして、16号線と市道の交差点、いこいの村グラウンド入り口から鹿田方面に約200メートルぐらい行ったところに申請地がございまして。申請地の隣が住宅でございま

		す。以前から住宅地に入るのを進入路として使っていた次第でございます。進入路だけでは面積が多いわけですが、横などは資材置場として利用したいということでございます。■■■さんはメロンを中心とした農家であります。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第6号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第6号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号1番、■■■■■，田，1，010平方メートル。同じく■■■■■，田，959平方メートル。同じく■■■■■，田，711平方メートル。計3筆，2，680平方メートル。申請人、■■■■■，■■■■■。目的、湿田解消・高低差解消。期間は令和6年10月10日までとなっております。 以上でございます。

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。1番についてご報告いたします。 場所については、地図の6ページの左側の位置になります。詳しくは地元の委員さんよりお願いいたします。申請地は田んぼであり、道路との高低差があるという田んぼでした。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしますので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。1番について説明します。 地図は6ページになります。場所は県道110号線飯名交差点より500メートルほど水戸方面に向かった右側の水田であります。以前、 さんが取得した土地で、サツマイモ、ジャガイモを作付しましたが、水田ということであまりいかず、今回バーというのですか、木の皮を友人が経営している会社関係のところから購入して農地改良を行いたいとのことでした。まだ作物何ができるか検討中で、イチジクまたはイチゴが候補ということでした。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第7号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について)

議 長	続きまして、議案第7号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、土地の表示、[REDACTED]、畑、7、107平方メートル。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]。続きまして、番号2番、土地の表示につきましては番号1番と同一でございます。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]。続きまして、番号3番 土地の表示につきましては番号1番、番号2番と同一でございます。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。続きまして、番号4番 土地の表示につきましては番号1番から番号3番と同一でございます。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。番号1番から番号4番は、競売になりまして、入札期日は令和6年8月30日から令和6年9月6日までで、開札期日は、令和6年9月13日となっております。以上でございます。
議 長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。1番についてご説明いたします。 申請人、[REDACTED]さんは葉物、トマトを中心に作付を行っていて、耕作面積も多く、競売で落札できたら葉物を作付するとのことでした。買受適格証明を発行するのに問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号2番から番号4番について地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。20番、小沼委員が欠席ですので、代わって説明いたします。 願出人、[REDACTED]さんは、[REDACTED]市で自営業を行いながら農業を営んでおります。取得後はパパイヤを耕作するとのことでした。現在の経営面積は37アール、主に水稻を耕作しております。つきましては、買受適格証明の交付について問題がないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

		続きまして、申請番号3番、[REDACTED]、[REDACTED]でございます。[REDACTED]は、米、メロン、大豆、リンゴを青森県にて作付しております。経営面積は2,095アールでございます。銚田市でメロンを作付するため申請地を取得したいとのことです。つきましては、買受適格証明の交付について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 申請番号4番、申請人、[REDACTED]、願出人、[REDACTED]は、ミニトマト、コマツナなどを中心とした農業法人であり、出荷はJA水戸に、経営面積も254アールあり、熱心に農業に取り組んでおります。取得後はコマツナを作る予定でございます。つきましては、買受適格証明書の交付について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	それでは、番号1番から番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号4番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行すること、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番から番号4番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。 (議案第8号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きまして、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	申請件数につきましては、2件、合計で28筆、面積5万6,402平方メートルです。利用権の種類でございますが、全て使用貸借となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第8号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第9号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては1名、筆数は1筆で、合計面積は2,865平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和6年8月26日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。

議 長	以上でございます。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	4件の届出がございました。18筆で面積は3万5,209平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局	事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 11件の届出がございました。39筆で面積につきましては合計で7万802平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法制限除外の届出について)
議長	続きまして、報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	1件の届出がございました。 番号1番、届出地、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、田、面積32平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、0.15平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、60平方メートル。計3筆、92.15平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設はパイプラインとなっております。 以上でございます。
議長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議長	続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局、どうぞ。
事務局	すみません、皆さんのお手元に緑の大きい封筒ですか、こちらのほうがございます。これは昨年と同様にはなるのですけれども、農業者年金の加入推進対象者名簿について、該当のある委員さんのお手元へ配布させていただきましたが、来月の総会までに戸別訪問を推進をしていただき、名簿に聞き取り内容を記入し事務局に提出をいただきたいと思います。今回は、名簿のほうの聞き取り内容という欄のほうがあるのですけれども、そちらのほうにマル、三角、バツで、加入見込みありの場合はマルをつけてもらって、興味ありという場合には三角をつけてもらいまして、バツは加入見込みなしと

	ということで、こちらのほうを書いていただけると事務局のほうでも分かりやすいかなということで、少し昨年より改良させてもらいました。また、聞き取りをされた中で興味を示されたという場合は、事務局でその方のところに説明に行きたいと思います。また、今回も名簿にない方で心当たりがある方がございましたら同様に推進をお願いいたします。 推進するに当たって、農業者年金の制度については、この後、説明会がございますので、ご理解をいただいて取り組んでいただきたいと思います。 以上でございます。
議 長	そのほかございませんか。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	会長が前に、地域計画座談会のほうを一番先にやるから、その内容をみんなに教えるのかなんとかと言っていましたよね。
議 長	はい。
大貫修一委員	あれは終わりましたか。
議 長	終わった。
大貫修一委員	それをちょっと教えてもらいたいのですけれども。
議 長	この間、俺と下沢の推進委員の方と2名で参加しましたけれども、地元の方の出席が4人ぐらいしかいなかったのです。何人かやっぱり声をかけたのだけれども、あのときちょうど何かと忙しくて来られなかったのです。 地図の色分けのものの説明を4枚、大きい色分けした地図をテーブルの上に置いて、それを参加した人に、こういうふうにやったらこういうふうの色分けしますので、ひとつ協力のほうを願いますと。だけれども、やっぱり借りてやっている人たち、そういう人が来なかったから、説明といってもそんなに成果が上がらなくなっているのだよな。だから、もう少し参加をするようにあれをある程度徹底しないと駄目かなと思ったのです。職員の方のほうが多くて、来た人が4人くらいでは、本当に説明していても、若干ある程度の議論にはなりましたけれども、やはりそういう小さい土地でも何でも、ある程度規模拡大でやらなければ大型機械ばかりだから、そういうことをやっぱりその地元の人たちに協力し合って、賃貸を農業振興公社のほうにするなり市の農業振興課のほうで賃貸を結んで、

	やはり小さい畑を大きく使うような、そういうところで。 もう一つ、うちのほうで説明があった問題は、耕作放棄地になっているところで大きい畑があったのだと言うけれども、そこが大雨降ると水がたまってしまって、何人か借りたのだけれども、借りられても結局何作っても作物が駄目だということなのです。だから、それにはやはり市の今度建設課なり振興課と、やはり農業委員会等でなく建設課も立ち会っていただいて排水の方法をもう少しきちんとやってもらわなければ、海岸のほうに流せるようにやってもらわなければ、やはり借りる人もいなくなってしまう、借りる人がいないのです。やはりその現状が分かっている。何人かは借りてやっていたのだけれども、やっぱり物にならないから、最後はそのままになってしまって、何か所か、その規模が大きいのです。だから、そういったところで排水のほうもやるということで、今度建設課も幾らか相談したほうがいいのかという考えを持っていました。 だから、問題は農業委員さんが地元の人に、ある程度農家をやっている方に参加してもらって、そういう形で大きい少し色分けをはっきりとしたほうが良いということ、この間説明は少し触れたのですけれども、概要はそういったことです。 あと事務局から。
事 務 局	では、せっかくお話が出たので、既に終わった地区の何名かの農業委員さん、推進委員さんをお願いを電話でしていたのですけれども、参加する農家の方が非常に少なかったもので、アンケートの調査をやったときに名簿等をお渡ししたと思うのですけれども、その方がいわゆる地域の担い手になる農家さんになっておりますので、その方たちにその座談会に参加してもらうように農業委員さんのほうからある程度ちょっと声かけをしていただいて、人数のほうがある程度いる中で話し合いというのをしていきたいと思いますので、ちょっと今後予定されている地域については、農業委員さん、あと今回は推進委員さんもうらっしゃっていると思うのですけれども、地区の農家さん等に声かけのほうをしていただければと思います。 以上です。
議 長	そういった中で、俺も報告を受けたのが前の日だったものだから、何人か声かけたのだけれども、声かけたまま電話連絡して、やっぱり地元の人がある程度参加しないと駄目だから、前もって参加するほど農業委員会の地区の人らにそれともう少し骨折っていただいて、なるべく多く参加してもらうような、そういうことが大事だなと思います。この間の集まり、ふる里見聞館でやったときに。そういうことです。

大貫修一委員	会長はその座談会で何かしゃべっていますか。
議長	いや、しゃべるも何も質問されることがあればしゃべろうと思ったのだけれども、質問されることがない。ほとんど職員が、農業委員会と農業振興課のほうで来てくれて、その人らが大体七、八人いたものだから、その人らが大体しゃべってくれる、みんな。質問はないです。
大貫修一委員	農業委員としては何もしゃべることはない……
議長	ただ立ち会って、聞かれれば答えようかなと思ったけれども、私らへの質問はなかったです。振興課のほうで説明して、農業委員会と農業振興課のほうで100%説明で大体終わりました。
大貫修一委員	では、行くだけでいい。
議長	はい。聞かれたときには、だけれども、聞かれることがほとんどないです。事務方がやっぱりそのときに答えてくれます。そういうことでございます。だから、これから開催する地区はやはりもう少し、俺のところは4人しか来ていなかったから、あれをもう少し徹底して人数を多く来てもらうような形にしていければいいのではないかなと。 はい、どうぞ。
関根薫委員	ちょっと今の話の続きにはなるのですがけれども、自分、水戸市の農政課で、やっぱり自分の計画希望としては増産なのです。実際は地域の作成図の途中で、自分が作っている土地の分布図が出まして、そこから近いところで空いている畑を見つけるのですけれども、そのサポート役が、やっぱり水戸市の農業委員さんと推進委員の人が、増産の人はそういうふうに協力している。自分は通知が来て、1対1のヒアリングなのです。担当職員さんの名前も4名ほど書いてあって、1週間程度の間に聞き取り先の水戸の農政課のほうに行って、それで行ったついでに聞いたのですけれども、現状維持でやる人、または辞める人、今後来年度ともに。そういう人のまたグループで集まって、やっぱり土地、将来的にこの人に貸して作ってもらいたいという、そういう話合いはやっぱり再度通知してやるのです。今回自分が言われたのは、あくまでも1対1のヒアリング。鉾田市も出すのですよね、多分通知は、再度。
議長	これやっぱり思ったことは、あんまり農家の方が個人で家族で自

大貫修一委員 議 長 事 務 局	分ちでやっている方の小さいところは、関心がないのです。声かけて「来てくれよな」と言っても、おらが行ってもなというような感じなのです。だからやっぱりそういう人たちにもう少し本来なら来てもらうような説得しなければ、我々が幾ら声を上げて、やっぱりそういう人たちが参加しないことには駄目なのだよな。 でも、ただ最初、市のほうでアンケートを出したものが70%近く回答があったということが非常にあれはよかったなと思っています。半分まではいかなかなと想定していたのだけれども、70%近く回答があったということ。それは、いろいろ農業委員会から通知が来ているのだけれども、あれ出さなければ駄目なのかというから、あれは出さないから駄目とかなんとかより将来その土地がどうなるか分からないから、貸しても貸さなくても売ってもいいから、取りあえずあそこの質問にだけ出して答えてくれよと。出来上がった俺が預かってもいいし、まだ自分で郵便で出してもいいからということ、俺は何人かには相談かけられたから、相談はそういう形でしました。だから、多分農業委員会から出してやったら、その通知は農業委員会の農業委員やっている人たちに聞けば分かるなと思って、「出さないでいちゃったよ」と言うから、「遅くてもいいから出してくれ」と俺は一応頼んで、言われた人にはそういう方法で言っています。だから、あれが本当に色づけがはっきりできれば、もっと早くできれば一番いいのだけれども、これだんだん、だんだんしまっていてしまっていて、農地が耕作放棄地になってしまったり、何しろこの生産高が落ちる、野生のイノシシだ、今度はいろいろハクビシンが出てきてしまっていて困るから、やはりそういうところを耕作してもらうことが一番いいことなのだけれども、そこは農業振興課のほうでもやはりそういうことに力入れて、農業委員会ばかりでなく振興課のほうも一体になってどんどん進めている状況でございます。 どうでしょうか、そのほか何かありましたら。 はい。 今日も何人か欠席しているようなのですけれども、委員会事務局のほうではどういう理由で欠席しているのか分かっていると思いますけれども、私たちは知らないです。何で欠席しているか、農業委員会という大事な会議で簡単に欠席する人は大体同じなのだよな。だから、皆さんの前で、この方はどういうことで欠席しているのか報告してもらいたいです。 それでは、事務局。 大貫さん、ありがとうございます。ごもっともな意見だと思って
---------------------------------------	---

	おります。理由は事務局では伺っております。次回の来月の総会では、当人の了解を得た上で報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ということでございますので。 では、そのほか、この農業委員会等に関することはないでしょうか。なければ、この次またその他のほうで何かありますので、どうでしょうか。なければここで閉めます。 (旅行の話したいんだけどの声あり) (終わった後での声あり)
議長	終わった後。それは…… はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	地区計画座談会は、農家の方には通知というのは行かないのですか。
議長	いや、やっている。
箕輪美代子委員	やっているの。
議長	やったのだよな。
事務局	送ってはないそうです。鉾田の広報と、あとホームページ、それから認定農業者へのメールの通知しか出してないのです。なので人が集まらないというふうな部分もあるのかなとは思っているのですけれども、こればかりはちょっと農業振興課のほうで通知等を出しているの、それでこの間は時間間際になっても申請者、来る方がいないということで相談を受けて、農業委員さん、推進委員さんに、前日になってしまったので、急いで会長にも人集めをお願いしたというのが現状でございますので、できる限り声をかけていただかないと……
箕輪美代子委員	声かけですね。
事務局	そうです。
箕輪美代子委員	分かりました。

菅谷美尚委員	それ来るわけじゃないじゃんよ。今までの……
事務局	そうですね……
議長	いや、振興課のほうも……
菅谷美尚委員	振興課が悪いのだって、いや農業委員会の事務局は全然悪くないですよ。振興課のそんな者を呼んできて、おまえら何考えているのだと言ってやれよ。こっちだって暇でないのに、誰も来ないのに何でこっちで呼ぶの。それはおかしいのではないか。誰も来ないのに座談会に、何で、うちらだって毎日暇なわけではないのだよ。だから、呼んでこいよ、そのやろう。説明させたほうがいいよ。おかしいのだよ、だって。
議長	それはそういうことで、もう少し俺も参加が多くあるのかなと思ったのです。前の日に鬼澤係長から、いや、こういうわけで会長、出席者が少ないので、だから何人か声かけてくれたけれども、俺も2人か3人声かけるとみんな出ていったり今日は都合悪いというので、今日のあしただからやっぱり本当に前もってそういう形で分かっていたらその前もってある程度やる……
菅谷美尚委員	いや、うちの地区でも、田んぼが多いわけですが、今。今田んぼが一番忙しい時期に夕方集まってくれと言っても、そんなもの来てくれる人いないって。やる時期とかもちょっと考えてやってもらわないと来る人なんかいないよ。
議長	そういうことでございます。今後の課題としてもそれひとつ振興課のほうと話を詰めてやってください。 そういうことでどうでしょうか。それ以外に考えていることありますでしょうか。 (発言なし)
議長	それでは閉めたいと思います。 本日の議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。 午後3時50分 閉 会

	署 名 人 議長（会長） 16番 委 員 17番 委 員
--	--

